

令和6年度監査結果について

I 実地監査結果

II 書類監査結果

(参考)令和7年度監査計画

令和7年6月11日



監 査 部

I 実地監査結果

1. 概 要

- 令和6年度の実地監査は、71協会員(前年度同数)に実施しました。内訳は一般監査64協会員(同59協会員)、特別監査7協会員(同12協会員)でした。業態別では消費者向けが41協会員(構成比57.7%)、事業者向けが30協会員(同42.3%)でした。
- 監査の結果、指摘があった協会員は22協会員(前年度11協会員)で、その割合は31.0%(同15.5%)でした。
指摘件数の合計は32件(同14件)で、実施した1協会員当たりの指摘件数は0.5件(同0.2件)、1協会員あたりの指摘件数は1.5件(同1.3件)でした。
- 指摘事項は「契約締結時の書面の交付(貸金業法第17条)」及び「利息、保証料等に係る制限等(同12条の8)」が多く、指導事項では「ホームページの記載事項」、「届出事項(立入検査、変更届出書提出等)」、「マネロン・テロ資金供与対策(特定事業者作成書面等の作成等)」、「反社会的勢力に対する態勢(事前・定期的反社照会等)」に関するものが多く見受けられました。
- 71協会員のうち、18、19歳の若年者に貸付けを行う予定の5協会員については、社内規則策定ガイドライン(過剰貸付けの防止)の遵守状況を確認した結果、1協会員に指摘事項がありました。

2. 監査結果

(1) 実施協会員数等

実施協会員数 (A)	71 協会員	指摘有協会員の発生率 (B/A)	31.0%
指摘有の協会員数 (B)	22 協会員		

(2) 指摘件数等

区 分		指 摘 項 目	指 摘 事 項	法 令 等 違 反 事 項	改 善 事 項	指 導 事 項
一般 監 査		貸 金 業 法	28 件	6 件	22 件	
		自 主 規 制 関 連	1 件	0 件	1 件	
		そ の 他 法 令	0 件	0 件	0 件	
64協会員	小計	指 摘 件 数	29 件	6 件	23 件	189 件
特別 監 査		貸 金 業 法	2 件	0 件	2 件	
		自 主 規 制 関 連	1 件	1 件	0 件	
		そ の 他 法 令	0 件	0 件	0 件	
7協会員	小計	指 摘 件 数	3 件	1 件	2 件	14 件
合 計		指 摘 件 数 (C)	32 件	7 件	25 件	203 件
指 摘 有 の 協 会 員 数 * (D)			22 協会員	7 協会員	18 協会員	62 協会員
実施した1協会員当たりの 指 摘 件 数 (C/A)			0.5 件	0.1 件	0.4 件	2.9 件
指摘有の1協会員当たりの 指 摘 件 数 (C/D)			1.5 件	1.0 件	1.4 件	3.3 件

*「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した協会員が3協会員あるため、合計数は一致しない。

・特別監査とは、法令・諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について、特定の項目について点検を行う監査。

・「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。

・「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

・「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等。

《参 考》実地監査結果推移

実施年度（和暦）		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施協会員数 (A)		119	131	119	101	101	53	86	103	71	71
監査結果 (1)	指摘有協会員数（協会員） (B)	53	72	36	33	26	19	21	22	11	22
	指摘有協会員の割合 (B/A)	44. 5%	55. 0%	30. 3%	32. 7%	25. 7%	35. 8%	24. 4%	21.4%	15.5%	31.0%
監査結果 (2)	指摘件数（件） (C)	117	140	64	58	56	34	36	38	14	32
	実施した1協会員あたり指摘件数（件） (C/A)	1.0	1.1	0.5	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.2	0.5
	指摘有1協会員あたりの指摘件数（件） (C/B)	2.2	1.9	1.8	1.8	2.2	1.8	1.7	1.7	1.3	1.5

(3) 指摘事項(法令等違反事項 及び 改善事項) 《3か年比較》

法令等	概 要	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
		法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等	2	3	1	0	1	2
貸金13条	返済能力の調査	3	0	0	0	2	2
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	0	0	0	0	2	0
貸金13条の3	基準額超過極度方式基本契約に係る調査	1	0	1	0	0	0
貸金16条の2	契約締結前の書面の交付	0	4	1	0	1	2
貸金17条	契約締結時の書面の交付	0	15	0	6	2	15
貸金18条	受取証書の交付	0	1	0	0	0	0
貸金19条	帳簿の備付け	0	0	0	2	1	1
貸金21条	取立て行為の規制	0	0	0	1	0	1
貸金24条の6の2	開始等の届出	0	1	0	0	0	0
貸金41条の36	指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等	0	0	0	0	0	2
貸 金 業 法 計 (A)		6	24	3	9	9	25
自主11条	社内態勢整備	1	0	1	0	0	0
自主22条	返済能力の調査-借入れ意思の確認	0	0	0	0	0	2
自主24条	人的担保を徴求して行う貸付け	0	1	0	0	0	0
自 主 規 制 基 本 規 則 計 (B)		1	1	1	0	0	2
犯収6条	確認記録の作成義務等	0	0	0	1	0	2
そ の 他 法 令 計 (C)		0	0	0	1	0	2
総 計 (A+B+C)		7	25	4	10	9	29

貸 金 : 貸金業法

自 主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

(4) 指導事項 《3か年比較》

概 要	令和 6年度	令和 5年度	令和 4年度
1.ホームページの記載事項 ・ 貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示等) ・ 貸付利率、遅延損害金が小数点1位まで未表示。 ・ 貸金業者登録票の表示において、登録有効期間が未表示。 等	36	31	50
2.反社会的勢力に対する態勢 ・ 反社情報データベースが構築されていない。 ・ 特定情報照会サービスを利用しているが、事前照会・定期照会が未実施である。 等	25	39	37
3.社内規則の策定 ・ 法令改正に伴う社内規則の改訂がされていない。 ・ システムリスク管理態勢に係る社内規則を策定していない。 等	13	25	16
4.届出事項 ・ 登録内容の変更に係る届出書が提出されていない。 ・ 立入検査に係る届出書が提出されていない。 等	28	22	30
5.貸付条件表の掲示内容 ・ 従業員が21人以上であるが、ホームページに貸付条件表を掲示していない。 ・ 貸付条件表に記載の業務の種類が登録申請書と相違している。 等	3	4	13
6.研修(周知徹底) ・ 実施記録を作成・保存していない。 ・ 研修等を実施していない。 等	11	7	16
7.取引時確認記録 ・ 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の作成漏れ、記載漏れ。 ・ 法人との取引において、実質的支配者の取引時確認記録を作成していない。 等	7	8	4
8.内部監査 ・ 内部監査を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。 等	9	13	11
9.業務検証 ・ 業務検証を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。 等	8	4	4
10.個人情報の安全管理措置 ・ 借入申込書に家族の氏名・生年月日・勤務先を記入させているが同意を得ていない。 ・ 本人確認時の健康保険証等の写しの記号・番号等にマスキングをしていない。 等	5	10	8
11.マネロン・テロ資金供与対策 ・ 特定事業者作成書面等を作成していない。 ・ 特定事業者作成書面等を作成してるが、最新版に改訂していない。 等	27	35	54
12.個人情報保護宣言の公表 ・ 個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。 等	0	0	1
13.借入れの意思の確認 ・ 借入申込書の記載項目が不足している。 等	1	1	0
14.従業者名簿 ・ 従業者名簿と従業者証明書の番号が相違している。 等	0	0	0
15.指定紛争解決機関の名称の公表 ・ 指定紛争解決機関の名称を公表していない。	0	2	4
16.貸金業者登録票 ・ 従業員が21人以上であるが、ホームページに貸金業者登録票を掲示していない。 等	4	0	0
17.加入指定信用情報機関の名称の公表 ・ 加入指定信用情報機関の名称を公表していない。	0	4	3
18.帳簿の備付け ・ 交渉経過の記載項目が不足している。 ・ 苦情処理・相談対応記録が未作成。 等	3	7	7
19.重要事項変更時の書面の交付 ・ 和解書の記載項目が不足している。	17	16	—
20.その他 ・ カード入会申込書に記載の暗証番号にマスキングをしていない。 ・ 催告書に担当者氏名の記載なし。 等	6	2	8
総 計	203	230	266

3. 管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものです。

(1)法令等遵守態勢

・当協会員は、年1回、内部監査を約2週間かけて実施している。監査の際は、協会の実地監査マニュアル「別冊チェックリスト(主な着眼点)」を自社の業務状況に合わせてアレンジした「貸金業務内部監査チェックリスト」を使用して点検している。

(事業者向貸金業者 貸金業務従事者50名未満)

・本部から各営業所に対して、業務検証用のチェックリストや社内規則に関するテスト問題及び研修記録簿などを配付するとともに業務検証等について具体的かつ詳細な指示を出しており、各営業所において適正な業務運営が確保されるよう努めている。

(消費者向有担保貸金業者 貸金業務従事者50名未満)

・貸金業務取扱主任者である本店長は、協会監査で受けた指導事項等について支店を含む全職員に対しその内容を速やかに周知するとともに是正改善を図っており、適正な業務運営の確保に努めている。

(消費者向無担保貸金業者 貸金業務従事者50名未満)

(2)管理態勢

・内部管理部門及び貸金業務取扱主任者は、自社の貸金業務に関する問題点を洗い出し解決策を検討する会議を四半期毎に開催しており、結果を社長まで報告するとともに社内研修等にも活かしている。

(クレジットカード会社 貸金業務従事者200名未満)

・システムリスク管理について、システムリスク管理規程のほか、長時間システム障害対応マニュアル、個人情報緊急事態対応マニュアル、マルウェア対策規程、インシデント対応計画などの規程類を策定しており必要な管理態勢の整備を図っている。また、外部監査法人によるシステム監査を2年に1回受けており、結果は経営陣も参加するシステムリスク委員会に報告している。

(信販会社 貸金業務従事者200名未満)

(3)社員教育等

・当協会員は、毎年、教育研修に関する計画書を策定しており、全社員に対する集合研修(年2回)、自主研修(随時)及び外部研修を実施している。自主研修では、毎月、協会のJFSAニュースを全社員に配付し、「貸金業務に関する質問と回答」は必ず確認するよう周知している。

(クレジットカード会社 貸金業務従事者50名未満)

・当協会員は、コンプライアンス研修を毎月実施しているほか、親会社主催のグループコンプライアンス研修を年2回実施している。また、研修の効果を把握するための理解度テストも実施しており、役職員の法令遵守意識の向上に努めている。

(消費者向有担保貸金業者 貸金業務従事者100名未満)

Ⅱ 書類監査結果

1. 概 要

- ・ 令和6年度の定期書類監査は、令和7年度中に貸金業者登録有効期間の満了日を迎える340協会員(1協会員あたり3年に1回の頻度)を評価対象として実施しました。
- ・ 個別書類監査として、協会加入から概ね6か月を経過した57協会員を評価対象に、法令等及び自主規制基本規則等の基本的な態勢整備を確認する書類監査を実施しました。
- ・ 定期書類監査で指摘事項があったのは、25協会員で指摘件数は29件でした。また、個別書類監査で指摘事項があったのは、15協会員で指摘件数は26件でした。
- ・ 主な指摘事項は、「特定事業者作成書面等を作成・見直しを行っていない」、「反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していない」等でした。

2. 監査結果

(1) 定期書類監査

① 提出状況

区 分	協会員数
対象協会員*	345 協会員
廃業等	▲ 5 協会員
提出数(評価対象)	340 協会員

* 対象協会員…貸金業者登録満了日が令和7年4月1日から翌年3月31日に到来する協会員

(令和5年10月以降に加入した協会員及び令和6年度に実地監査を実施した協会員を除く)

② 点検結果

評 価	協会員数	割 合	指摘件数
指摘事項のある協会員	25 協会員	7.4 %	29 件
指摘事項のない協会員	315 協会員	92.6 %	—
合計	340 協会員	100.0 %	29 件

(2) 個別書類監査

提出状況 点検結果	7月実施		11月実施		2月実施		合 計	
	協会員数	割合	協会員数	割合	協会員数	割合	協会員数	割合
対象協会員*	22協会員	—	16協会員	—	19協会員	—	57協会員	—
指摘事項のある協会員 (指摘件数)	5協会員 (7件)	22.7%	6協会員 (15件)	37.5%	4協会員 (4件)	21.1%	15協会員 (26件)	26.3%
指摘事項のない協会員	17協会員	77.3%	10協会員	62.5%	15協会員	78.9%	42協会員	73.7%

* 対象協会員…協会加入から概ね6か月を経過した協会員

(3) 指摘内容

法令等		指摘の概要	令和6年度 指摘件数	
			定期 書類監査	個別 書類監査
貸金業法	貸金6条（規則4条）	社内規則等の周知徹底	—	1
	貸金12条の4（規則10条の9）	従業者証明書の様式	—	2
	貸金12条の4（規則10条の9の2）	従業者名簿の記載事項	—	2
	貸金14条（規則11条） 貸金23条（規則20条）	貸付条件等のホームページでの掲載	1	1
	貸金19条（規則16条）	帳簿の備付け(交渉の経過の記録)	1	1
	規則12条の2 規則13条	指定紛争解決機関名の各種書面への記載	0	1
	監Ⅱ-1(1)④	「反社会的勢力に対する基本方針」の公表	0	1
	監Ⅱ-2-5(1)①ホ	本人確認書類の適切な取扱い	2	0
	監Ⅱ-2-6(1)②イ	反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースの構築	1	6
	貸金業法 計		5	15
その他法令	犯収 4条（犯収規則11条）	法人との取引時確認における実質的支配者の確認	1	—
	犯収 6条（犯収規則19条）	取引時確認記録の作成・保存	0	1
	犯収 11条（犯収規則32条）	「特定事業者作成書面等」の作成・見直し	23	9
	金融分野G 20条	「個人情報保護宣言」の公表	0	1
	その他法令 計		24	11
総 計			29	26

*「—」は点検項目になし

※ 貸金：貸金業法

規則：貸金業法施行規則

監：貸金業者向けの総合的な監督指針

犯収：犯罪による収益の移転防止に関する法律

犯収規則：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

金融分野G：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

《ご参考》主な指摘事項にかかる点検内容

【特定事業者作成書面等】（定期書類監査 点検19、個別書類監査 点検24）

- ・ 特定事業者作成書面等を作成し、定期的に見直しを行っていますか。
 1. 行っている
 2. 行っていない

【反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築】（定期書類監査 点検08、個別書類監査 点検09）

- ・ 反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していますか。
 1. 構築している
 2. 構築していない

3.「書類監査に関するアンケート」の結果

- 書類監査は、協会員自身による内部管理態勢の整備・充実に補強することを主な目的として継続実施していますが、将来の書類監査の方向性を確認させていただくため、アンケートを実施しました。
- 定期書類監査(令和6年度)を受けた協会員のうち、340協会員から回答がありました。

<問1> 書類監査の実施について、ご回答ください。【いずれか1つに○】 (n=340/単位:件。以下同じ)

① 現行のままで継続を希望	② 中止又は廃止を希望	③ 時期、頻度等を見直し継続	無回答
248	38	53	1
72.9%	11.2%	15.6%	0.3%

<問2> WEB書類監査について、ご回答ください。【いずれか1つに○】

① 使ってみて、よかった	② 使ってみたが、よくなかった	③ 使っていないが、今後使ってみたい	④ 使っていないし、今後も使うつもりはない	無回答
195	8	78	58	1
57.4%	2.4%	22.9%	17.1%	0.3%

<問3> 書類監査の設問のボリューム(量)について、ご回答ください。【いずれか1つに○】

① 適切	② (設問数が)多い	③ (設問数が)少ない	無回答
254	85	0	1
74.7%	25.0%	0.0%	0.3%

<問4> 書類監査の設問レベルについて、ご回答ください。【いずれか1つに○】

① 今回と同水準でよい	② 水準を上げた方がよい (高度な内容)	③ 水準を下げた方がよい (初歩的な内容)	無回答
312	3	23	2
91.8%	0.9%	6.8%	0.6%

<問5> 書類監査の手法について、ご回答ください。【いずれか1つに○】

① 現行の手法でよい	② 法定書面の点検を追加希望	③ その他	無回答
329	7	3	1
96.8%	2.1%	0.9%	0.3%

<問6> の書類監査、協会の監査に対する自由記述欄では、以下の意見が寄せられました。(抜粋)

- 定期書類監査の要請文書送付方法を、郵送以外の方法(WEB・メール等)に切り替えをお願いしたい。
- やらないといけないことと、やってきたことを振り返って再確認するよい機会となっている。
- 書面回答よりもネットを介しての回答の方がスムーズで簡易なので今後もWEB書類監査を希望したい。
- WEB書類監査について、提出前の回答確認を印刷出来るようにしてほしい。
- 回答についてはまずはエクセルに入力し、社内稟議後、回答サイトへ入力しているため、エクセルにメモ、注釈など記載できるように書式設定をしていただけると助かる。

▶ いただいたご意見につきましては、今後の書類監査の実施方法等の改善の参考にさせていただきます。

令和7年度監査計画

本協会「監査に関する業務規則」第3条の規定により、令和7年度監査計画を下記のとおり作成したので通知します。

記

《監査方針》

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

1. 監査の重点事項

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- (1) 法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況(第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む)
- (2) 返済能力調査の適切性(18,19歳の若年者への貸付けに係る返済能力調査の適切性等を含む)
- (3) 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況(マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの遵守状況を含む)
- (4) 利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
- (5) システムリスク管理態勢の整備状況(サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況を含む)
- (6) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

2. 監査対象協会員

(1) 実地監査

監査対象先の選定については、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握などリスクベースで監査の必要性が高い協会員を優先するとともに、引き続き効率的・効果的な監査を実施する。

(2) 書類監査

令和7年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度(令和8年度)に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和7年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

以上

【参 考】

◎令和7年度監査計画に基づく監査項目

1. 経営管理等
2. 法令等遵守態勢(監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む)
3. 反社会的勢力による被害の防止
4. 顧客等に関する情報管理態勢
5. 外部委託
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出
7. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
8. 貸金業務取扱主任者
9. 禁止行為
10. 利息・保証料等にかかる制限等
11. 契約に係る説明態勢
12. 過剰貸付けの防止(個人情報情報の提供等を含む)
13. 広告に関する規制
14. 書面の交付義務
15. 取立行為規制
16. 帳簿の備付け等(証明書の携帯等を含む)
17. 債権譲渡等
18. 営業店登録
19. 過払金支払
20. システムリスク管理態勢
21. 非営利特例対象法人

※下線…本年度の監査の重点事項に係る監査項目



日本貸金業協会のシンボルマーク
緑のマークは、安心・信頼の目印

《 お問合せ先 》

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 監査部

TEL 03-5739-3015 FAX 03-5739-3028